

当文教厚生委員会に付託された案件については、12月7日は午後1時から、本日は午前9時50分から、いずれも委員会室において、委員6名出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第78号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り主な質疑として、

地域介護・福祉空間等整備等事業について、今回、簡易陰圧装置を設置することとなった施設は1か所だけだが、どのような経緯で決定したのか。と
に対し、

市内の対象となる施設に対し、事前に意向調査を行った結果、1施設から設置したいとする申し出がありました。その後、愛知県に補助金の申請を行い、採択されたものです。とのこと。

放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブの登録児童数はどの程度増加したのか。また、費用が増加した主な要因は何か。とに対し、

今年度の登録児童数は、昨年度に比べ6%ほど増加するものと想定していましたが、実際には10.5%増加しました。

費用が増加した主な要因は、登録児童数が当初の見込みより増加したことに加え、入所児童奨励費が高額の区分にあたる2人以上の子どもがクラブを利用する世帯の割合が増加したことによります。とのこと。

学校生活支援事業について、今回、雇用期間を3月まで延長することとなったスクールサポートスタッフの主な業務内容は何か。とに対し、

スクールサポートスタッフの業務は、1日3時間で、主にトイレの清掃や階段の手すりなど共用部分の消毒作業を行います。とのこと。

電子書籍貸出事業について、本事業はどういった経緯で実施することとしたか。また、今のタイミングで市費を投じて行う必要はあったのか。とに対し、

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下で、市民の皆様から図書の貸し出しについて多くの問い合わせをいただきました。そこで、図書館に来館できない方や来館を控えている方も図書に親むことができるよう電子書

籍の貸し出しを実施したいとするものです。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補助対象となるため、今のタイミングで実施したいとするものです。とのこと。

小学校教育振興事業及び中学校教育振興事業について、今回購入するモバイルルータは、各学校に何台導入して、どのような活用方法を想定しているか。とに対し、

導入台数は、小学校で各校5台、中学校で各校7台です。活用方法は、今年度導入予定の1人1台端末が校舎外で使用できない場所があるため、そういった場所での活用を考えています。その他にも、いじめ・不登校対策において使用することも検討しています。とのこと。

半田運動公園管理運営事業について、今回の補正予算に係る空調設備取替工事は今年度中に終わることはできるのか。とに対し、

本補正予算を議決いただき次第、直ちにに取り掛かり、今年度中にはすべての工事を終わる予定です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第81号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第82号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

システム改修に係る費用は、一般的に国や県の全額負担で実施することが多いと思うが、今回、補助率が2割であった経緯はどのようなか。また、今後は10割を補助してもらうよう国や県に対し要望していく考えはあるか。とに対し、

今回のシステム改修は、元々、国が10割負担する予定となっていました。が、国において新型コロナウイルス感染症への対応の中で調整が行われ、今回の補助率になったと聞いています。今後、このようなことが続くのであれば、国や県に対し、要望をしていくことも考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第88号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第91号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業について、前回の同給付金では支給対象でなかった方が、新たに支給対象となる場合にはどのように周知されるのか。とに対し、

前回、同給付金の支給以降、新たにひとり親家庭となった世帯については、市役所で手続きを行っていただく必要があるため、その際に聞き取りを行い、必要に応じてご案内します。

また、既にひとり親家庭で、家計が急変し支給対象となる方に対しては、毎年8月に実施する現況届を提出していただく際に、前回の同給付金の案内を行っているため、周知ができていると考えています。とのこと。

既に支給対象者になっている方に対して、支給予定日である12月25日にすべて支給を終えることができるのか。とに対し、

既に支給対象となっている方に対しては、12月25日にすべて支給を行う予定です。とのこと。

前回、同給付事業を実施した際にシステム改修を行っているにもかかわらず、今回もシステム改修が必要となる経緯は何か。とに対し、

前回のシステム改修の際には、1回限りの使用しか想定されていなかったため、今回改めて改修する必要が生じたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。